

18 緊急通報・災害への備え

1 重度身体障害者等の緊急通報（ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業）

重度身体障害者だけの世帯の方で、緊急の事態が発生したときに、通報装置のボタンを押すと、24 時間体制で助けを求めることができるサービスです。

1. 対 象 者	次のいずれにも該当する方 (1) 市内に住所を有している方 (2) 身体障害者手帳 1・2 級を所持する障害者だけの世帯 (3) 日常生活上、注意を要する状態にある方
2. 申 請 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所 1 階 ☎65-4148

2 とかち広域消防局 Net 119 番緊急通報システム

聴覚、言語、そしゃく機能の障害等により、音声による通報が困難な方が、携帯電話やスマートフォンなどの携帯端末を用いて、画面をタップしていく簡単な操作でインターネット回線を経由して 119 番通報ができます。

居住する範囲のみではなく、外出先や旅行先など、全国どこでも利用できるシステムです。

1. 対 象 者	十勝管内に居住、通勤又は通学している方であり、聴覚、音声、そしゃく機能の障害等により、音声による通報が困難な方。(登録制)
2. 申 請 先	とかち広域消防局 情報指令課 ～ ☎26-9127 FAX22-9119 ※帯広消防署又は各出張所でも受付を行っています。 ご使用の携帯端末から、直接申請していただくこともできます。 右記の申請用 QR コードを読み込んでください。 ⇒⇒⇒ 

3 ファクスからの 119 番通報

1. 通報の流れ	(1) ファクスに通報内容を書いた用紙をセットし、局番なしの 119 番に送信してください。 ・火災、救急の別 ・住所を市町村名から番地まで正確に（建物名称がある場合は、建物名称や部屋番号） ・氏名、年齢 ・どうしたか、どこにいたか、どこのが燃えているのか、わかる範囲で (2) 折り返し、消防指令センターから通報者へ受信確認書のファクスを返信します。 ※必ず受信確認書を返信しますので、返信が届かない場合は、もう一度ファクスするか、別の手段で通報してください。
2. 問 合 先	とかち広域消防局 情報指令課 ～ ☎26-9127 FAX22-9119 ご使用の携帯端末から、通報用紙をダウンロードしていただくこともできます。右記の申請用 QR コードを読み込んでください。 ※とかち広域消防事務組合 HP「ファクスからの 119 番通報」⇒⇒ 

4 おびひろ避難支援プラン

災害時に自力で避難することが困難な障害者や高齢者の方に、地域の方々に見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくものです。なお、令和6年5月に本プランを改正しました。

1. 対 象 者	① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方 ② その他、療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けている方 等 ※在宅で、避難することに支障がある方が対象です。詳細は、帯広市 HP よりご確認ください。 【URL】 http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/bousai/keikaku/1002348.html
2. 手 続 き 方 法	対象者に対し、順次「同意確認書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ（市）危機対策課に郵送又は持参ください。
3. 支 援 者	・「避難支援等関係者」※の協力のもと、支援者を調整します。なお、必ず支援者が確保されるとは限りません。 ・災害時は支援者の方も被災することがあります。支援者が決まった場合でも、災害時の支援が保証されるものではありません。日頃から、各ご家庭でも必要な備えをお願いします。 ※警察、消防、民生委員、社会福祉協議会、町内会、個別計画作成協議会、福祉専門職など
4. 問 合 先	（市）危機対策課 ～ 市役所5階 ☎65-4103

19 その他の制度

1 車椅子の無料貸出（帯広市独自）

車椅子を一時的に必要とする方に貸し出ししています。

継続して必要となる場合は、介護保険の福祉用具貸与や障害者総合支援法の補装具をご活用ください。

1. 貸 出 対 象 者	市内に居住し、一時的に車椅子を必要とする方
2. 貸出期間・費用	3カ月以内（ただし、必要最小限の範囲で期間延長ができます。） 無料
3. 運 送 方 法	申請された方が使用先まで運んでください。
4. 手 続 き 方 法	申請書を提出してください。 （申請者及び使用者の身分証明書を持参）
5. 申 込 ・ 問 合 先	（福）帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎27-2325

2 車椅子の列車（ＪＲ）内の持込

窓口へ申し出をすることによって、折りたためる車椅子をＪＲの列車内に持ち込むことが可能です。

【問合先】ＪＲ帯広駅 ～ 西2条南12丁目 ☎23-8176

3 タクシー会社の車椅子、寝たきりの方などの送迎

車椅子、寝たきりの方を送迎できるように、タクシー会社が「福祉タクシー」を独自に運行しています。料金はタクシー代実費のほか、会社によって車椅子取扱手数料がかかる場合がありますので、予約の際にご確認ください。

種 類 ・車椅子 ～ 車椅子のまま乗降可能。 ・寝たきり ～ ストレッチャーのまま乗降可能。 ・回転シート ～ 障害者や高齢者の方が乗り降りしやすいように、ドアが90度開き座席が回転します。					
業 者 名	住 所	電話番号	車椅子	寝たきり	回転シート
こぼとハイヤー(有)	西23条南1丁目82-1	62-3142	○	○	
まりもハイヤー(株)	大通南17丁目12	23-8181	○	○	○
帯広ハイヤー(株)	西19条南1丁目7-28	33-8844	○	○	
T Kタクシー(株)	西19条南1丁目7-30	33-1818	○	○	○

4 障害者標識

1. 身体障害者標識		肢体不自由を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については努力義務です。
2. 聴覚障害者標識		聴覚障害を理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、表示については義務となっています。
販 売 窓 口	下記の【帯広地方交通安全協会】で販売 ・帯広市大通北1丁目4 十勝機動警察隊2F ☎23-5322 ・帯広市西19条北2丁目1 帯広運転免許試験場1F ☎41-7303	

5 障害者のための国際シンボルマーク（ISO-7000）

	このマークは、国際障害者リハビリテーション協会によって、障害者が容易に利用できる建物・施設であることを明確に示すシンボルマークとして、採択決定されたものです。 帯広市では、多くの市民が利用する市内の建築物などの新築、増改築等の際に、身体障害者などの方々が容易に利用できる構造や設備を整えるよう「帯広市福祉環境整備要綱」に基づき、建築主等に協力を求めています。 ※自動車に貼る場合、自主的に「障害者が乗っている車」という事を分かりやすく表示しているのみで、道路交通法上の規制を免れるものではありません。 また、障害者用駐車場への駐車要件は各駐車場管理者の判断となります。
---	--

6 駐車禁止除外指定車標章（駐車禁止場所における適用除外）

標章を掲示すれば駐車禁止区域内（法定禁止区域を除く。）でも、他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。申請手続きをされる前に必ずお問い合わせください。

1. 対象となる 障害の程度	<table><tr><td>障害機能</td><td>障害の程度</td><td>障害機能</td><td>障害の程度</td></tr><tr><td>視覚障害</td><td>1 級～ 4 級の 1</td><td>心臓機能障害</td><td rowspan="6">1 級、 3 級</td></tr><tr><td>聴覚障害</td><td>2 級、 3 級</td><td>腎臓機能障害</td></tr><tr><td>平衡機能障害</td><td>3 級、 5 級</td><td>呼吸器機能障害</td></tr><tr><td>上肢不自由(注 1)</td><td>1 級～ 2 級の 2</td><td rowspan="2">膀胱又は 直腸機能障害</td></tr><tr><td>下肢不自由</td><td rowspan="2">1 級～ 5 級</td><td rowspan="2">小腸機能障害</td></tr><tr><td>体幹不自由</td></tr><tr><td>上肢機能(注 2)</td><td>1 級～ 2 級</td><td>免疫機能障害</td><td rowspan="2">1 級～ 3 級</td></tr><tr><td>移動機能(注 2)</td><td>1 級～ 5 級</td><td>肝臓機能障害</td></tr><tr><td colspan="4">※小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象</td></tr></table>				障害機能	障害の程度	障害機能	障害の程度	視覚障害	1 級～ 4 級の 1	心臓機能障害	1 級、 3 級	聴覚障害	2 級、 3 級	腎臓機能障害	平衡機能障害	3 級、 5 級	呼吸器機能障害	上肢不自由(注 1)	1 級～ 2 級の 2	膀胱又は 直腸機能障害	下肢不自由	1 級～ 5 級	小腸機能障害	体幹不自由	上肢機能(注 2)	1 級～ 2 級	免疫機能障害	1 級～ 3 級	移動機能(注 2)	1 級～ 5 級	肝臓機能障害	※小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象			
	障害機能	障害の程度	障害機能	障害の程度																																
	視覚障害	1 級～ 4 級の 1	心臓機能障害	1 級、 3 級																																
	聴覚障害	2 級、 3 級	腎臓機能障害																																	
	平衡機能障害	3 級、 5 級	呼吸器機能障害																																	
	上肢不自由(注 1)	1 級～ 2 級の 2	膀胱又は 直腸機能障害																																	
	下肢不自由	1 級～ 5 級			小腸機能障害																															
	体幹不自由																																			
	上肢機能(注 2)	1 級～ 2 級	免疫機能障害	1 級～ 3 級																																
	移動機能(注 2)	1 級～ 5 級	肝臓機能障害																																	
※小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている「色素性乾皮症」の方も対象																																				
(注 1:上肢不自由 2 級で該当するのは「両上肢機能の著しい障害」「両上肢の全ての指を欠くもの」が該当。)																																				
(注 2:乳児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害。)																																				
※身体障害以外																																				
<table><tr><td>区 分</td><td>障害の程度</td><td>区 分</td><td>障害の程度</td></tr><tr><td>知的障害</td><td>重度 (A)</td><td>精神障害</td><td>1 級</td></tr></table>				区 分	障害の程度	区 分	障害の程度	知的障害	重度 (A)	精神障害	1 級																									
区 分	障害の程度	区 分	障害の程度																																	
知的障害	重度 (A)	精神障害	1 級																																	
2. 持参するもの	＜本人が申請する場合＞																																			
	① 身体障害者手帳 (注)住所欄に記載の住所が現住所となっていない方は、申請前に住所変更をしてください。																																			
来署する前に、事前にお問い合わせをお願いします。	② 過去に標章の交付を受けている方は、その標章																																			
	※本人が窓口に来署して申請するのが原則ですので、本人以外の方が申請する場合は、事前に帯広警察署へお問い合わせください。 問い合わせは土・日・祝日・年末年始を除く 8：45～17：30																																			
3. 手続き・問合先	帯広警察署交通第 1 課規制係 ～ 西 1 条北 1 丁目 1 ☎25－0110																																			

7 図書館でのサービス（帯広市独自）

(1) 図書の宅配貸出

市内にお住まいの身体障害者手帳4級以上の方で、同居者および協力者がいないため図書館へ出かけることが困難な方に、図書を宅配貸出します。（費用は無料です。）

1. 貸出期間	1カ月以内
2. 貸出冊数	図書等10点以内
3. 申込方法	「帯広市図書館障害者サービス」への登録が必要です。 身体障害者手帳をご持参のうえ、図書館へ来館（代理人可）。 来館できない場合はご相談ください。
4. お届け方法	ボランティアによる宅配、受取。

(2) 「サピエ」図書館サービス

市内にお住まいの視覚に障害のある方や障害等のため本のページをめくれない方などに対して、サピエ図書館からダウンロードした録音図書（デージー）をCDで貸出します。（費用は無料です。）

1.貸出期間	1カ月以内
2.貸出点数	10点以内（帯広市図書館の資料含む）
3.申込方法	「帯広市図書館障害者サービス」への登録が必要です。 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・介護保険被保険者証・ その他公的福祉サービスの受給者証をご持参のうえ、図書館へ来館（代理人可）。 来館できない場合はご相談ください。
4.貸出方法	郵送又は来館（障害の程度により貸出方法が違います。）

(3) 対面朗読ボランティア

視覚等に障害のある方に対しボランティアが対面朗読するサービスを行います。

毎週土曜日 午後2：00～4：00

(4) 赤外線補聴システム（磁気ループ）

図書館の「多目的視聴覚室」で講演会などを行う場合、聴覚に障害のある方は赤外線補聴システムを利用することができます。赤外線補聴システムとは、室内に設置された赤外線送信機から音声を送り、貸出した受信機とヘッドホンを通して明瞭な音声を聞くことができる機器です。

(5) 音声標識ガイド

小型送信機「シグナルエイド・シグナルエイドⅡ」に対応した音声標識ガイド装置を玄関に設置しています。

(6) その他

- ① バリアフリー字幕や音声ガイド付DVDがあります。
- ② 大きな活字の本があります。
- ③ CDブック、カセットブックがあります。
- ④ 文字を拡大して見ることのできる拡大読書器（据置型2台、携帯型1台）を設置しています。
- ⑤ デージー（再生録音機1台、再生専用機1台）、デジタル録音機1台、CDコピー機1台、点字ラベラー1台を設置しています。
- ⑥ 各階に多目的トイレがあります（1階にはオストメイト対応のトイレがあります）。

【問合先】 帯広市図書館 ～ 西2条南14丁目3 ☎22-4700 FAX22-4701

8 サポート収集（ごみの戸別収集）

身体の障害や高齢・病気・けがなどの理由でごみステーションまでごみ出しができない世帯を対象に、ごみの戸別（自宅前）収集を行っていますのでご相談ください。（健常者が同居している場合は対象となりません。）

【問合先】（市）清掃事業課 ～ ☎37-2311 FAX37-2313

9 市立文化・体育施設の利用料免除

利用の際に身体障害者手帳又はスマホアプリ（ミライロID）の画面を提示してください。

1. 本人の利用料	無料
2. 介護者の利用料	1～2級の障害者に限り、1人につき、介護者1人無料 (ただし3～6級であっても、療育手帳や精神障害者福祉手帳を所持する障害者の介護者は1人無料)
施設名	問合先
◇ よつ葉アリーナ十勝（帯広市総合体育館） ◇ 帯広の森 ・陸上競技場 ・アイスアリーナ ・スポーツセンター ・弓道場 ・研修センター ・明治北海道十勝オーバル(屋内スピードスケート場) ◇ 学校開放事業の水泳プール ・光南小学校屋内プール ・啓西小学校屋内プール ・豊成小学校屋内プール	(市)スポーツ課 市役所8階 ☎65-4210
◇ とかちプラザ ・トレーニングルーム ・軽運動室 ・フィットネススタジオ	とかちプラザ ☎22-7890
◇ 百年記念館	(市)百年記念館 ☎24-5352
◇ 児童会館	(市)児童会館 ☎24-2434
◇ 動物園	(市)動物園 ☎24-2437

※ 上記免除の適用は、個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設までお問い合わせください。

10 道立美術館の観覧料免除

道立美術館の常設展示や展覧会の観覧料が免除されます。（特別企画展の展覧会はお問合せください。）

1. 対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方、及びその引率者
2. 手続き方法	入館時に受付カウンターへ身体障害者手帳又はスマホアプリ（ミライロID）の画面を提示してください。
3. 問合先	北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 ☎22-6963

11 帯広市の広報・広聴

(1) ホームページ

市ホームページに、文字の拡大やふりがな機能、読み上げ機能、配色変更機能などが使用できる、閲覧支援ツールを搭載しています。

1. 対象者	視覚障害者など
2. 問合先	(市) 広報広聴課 ～ 市役所3階 ☎65-4109

(2) 市長記者会見

市長記者会見では手話通訳を行っています。動画配信では字幕対応もしていますので、市ホームページにてご覧ください。

動画配信ページ：<https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/shisei/mayor/kaiken/index.html>

1. 対 象 者	聴覚障害者
2. 問 合 先	(市) 広報広聴課 ～ 市役所3階 ☎65-4109

(3) 点字広報・声の広報（帯広市独自）

重度視覚障害者のために点字による広報とCDによる声の広報を発行しています。電話でお申し込みください。

1. 対 象 者	重度視覚障害者（事情によっては3級以下も可）
2. 発 行 日	(1) 点字広報 ～ 毎月1日 (2) 声の広報 ～ 毎月1日
3. 取 扱 方 法	(1) 点字広報 （広報広聴課から送付） 希望者に毎月送付します。 (2) 声の広報 （(福)ほくてん：北海点字図書館から送付） 希望者に毎月、CDを送付します。
4. 申 込 先	(市) 広報広聴課 ～ 市役所3階 ☎65-4109 または、(福)ほくてん：北海点字図書館 ～ ☎23-5886

12 郵便等による不在者投票（身体障害者関係分）

身体障害者手帳や介護保険被保険者証の交付などを受けていて、一定の基準に該当する方は、郵便等による不在者投票制度を利用できます。事前にお問い合わせください。

1. 対 象 者	(1) 身体障害者手帳をお持ちの方で下記のア)～ウ)に該当する方。 ア) 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級又は2級 イ) 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害 1級又は3級 ウ) 免疫、肝臓の障害 1級～3級 (2) その他 ・介護保険 要介護5の方 ・戦傷病者の方(両下肢、体幹の障害第3項症を除く) ※ 下記の代理記載を除いて、自筆で署名ができることが要件となります。 ※【代理記載】(身体障害者関係) 身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害が1級の方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人(選挙権を有する人)に、投票の記載について代理記載をさせることができます。
2. 手続方法	あらかじめ選挙管理委員会に、郵便等投票証明書交付申請書に身体障害者手帳等を添えて、郵便等投票証明書の交付を受けます。 ※郵便等投票証明書の有効期間は、7年間(要介護状態区分が要介護5であることにより交付された場合は、交付の日から要介護認定の有効期間の末日まで)です。期限が切れた場合には、再度交付の申請が必要です。
3. 投票方法	① 選挙のつど、『郵便等による不在者投票請求書』に郵便等投票証明書を添えて、選挙管理委員会に投票用紙と投票用封筒を請求してください。 ② 請求後、選挙管理委員会から郵送された投票用紙に記載し、投票用封筒に入れて、選挙管理委員会に郵送します。
4. 問 合 先	帯広市選挙管理委員会 ～ 市役所9階 ☎65-4222

13 郵便料金等の割引（視覚障害者・聴覚障害者・心身障害者関係）

郵便料金等の割引がありますので、詳細は郵便局にお問い合わせください。

第四種郵便物	点字郵便物や特定録音物等郵便物は、3 kg まで無料です。	
	1. 点字郵便物	内容が点字のみの文書であること。封書は一部開封していること。表面に「点字用郵便」と記載すること。
	2. 特定録音物等郵便物	視覚障害者向けの録音物や点字用紙の郵便物で、点字図書館など日本郵便(株)の指定を受けた施設との発送や受取りをする場合、利用可。
ゆうパック	30 kg 以下で長さ・幅・厚さの合計が1.7 m以内であれば低料金で利用できます。	
	1. 視覚障害者	発送の例：大型の点字図書等を封筒で発送する場合は一部開封し、表面に「点字ゆうパック」と記載します。
	2. 聴覚障害者	発送の例：日本郵便(株)の指定を受けた施設へ録音物などを送るときに、内容がわかる包装にして、「聴覚障害者用ゆうパック」と記載します。
ゆうメール	1. 心身障害者	身体に重度の障害がある方などが、日本郵便(株)に届出た図書館へ図書の発送する場合、「図書館用ゆうメール」と記載することで、低料金で利用できます。 (3 kg 以下、長さ・幅・厚さの合計が1.7 m以内)
問合先		帯広郵便局 ～ 西3条南8丁目10 ☎0570-023-926 お客様サービス相談センター ☎0120-23-28-86

14 青い鳥郵便葉書の無償配付

心身障害者に関する国民の理解と認識を深めるため、郵便葉書を無償で配付しています。

1. 対象者	身体障害者手帳 1・2級 (その他、重度の知的障害者・療育手帳に「A」又は「1度、2度」の表記がある方)
2. 受付期間	毎年4月1日から5月31日まで (それぞれ当日が土日又は休日に当たる場合は翌営業日が対象となります)
3. 配布枚数	1人につき20枚
4. 申請方法	身体障害者手帳をご持参の上、お近くの郵便局（簡易郵便局は除く）にお申し込みください（代理でも可）。

15 NTTの電話番号案内の無料措置（ふれあい案内～身体障害者関係）

電話帳の利用が困難な方を対象に無料で電話番号をご案内します。（ご利用には事前に登録が必要です）。

※番号案内（104番）、NTTファクス104は2026年3月31日にサービスを終了しますが、ふれあい案内は継続します。番号案内（104番）終了後はご利用方法等が変更となります。ふれあい案内をご登録の方には、ご登録のご住所宛にふれあい案内の変更に関するお知らせを順次お送りいたします。

1. 対 象 者	身体障害者手帳を所持し、次のいずれかに該当する方 ① 視覚障害 1～6級 ② 聴覚障害 2～4級、6級 ③ 音声・言語・そしゃく機能の障害 3～4級 ④ 肢体不自由 1～2級 （上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害） ⑤ その他（戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
2. 登 録 方 法	下記 ふれあい案内事務局の電話番号又はファクスへ、「登録希望」とご連絡ください。ご自宅へお申込書が送付されます。 受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3 は休み）
3. 問 合 先	【ふれあい案内事務局】フリーダイヤル（全国共通） ☎0120-104-174 FAX0120-104-134 ※ファクスによるお問合せの注意事項 ・ファクスでお申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は廃棄させていただきます。 ・返信はファクスで致しますので、ファクスを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。

16 NTTファクス104（有料）

耳や言葉の不自由な方からの電話番号の問合わせをファクスで受ける有料サービスです（104番の番号案内料と同額となります）。

※NTTファクス104は2026年3月31日をもってサービス提供を終了いたします。

1. 対 象 者	耳や言葉の不自由な方
2. 手続き方法	下記へ氏名・FAX番号、問合せ先等を FAX（受付時間：24時間）
3. 手 続 き 先	フリーダイヤル（0120-000-104）全国共通

17 携帯電話基本使用料等の割引（身体障害者関係）

携帯電話基本使用料等の割引を受けることができます。

1. 対 象 者	・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・特定疾患医療を受けている方
2. 持参するもの	①申込書 ②身体障害者手帳、または特定疾患医療受給者証
3. 注意事項	・1人につき全国で1回線 ・他の割引サービスとの違いなども確認してください。
4. 手続き・ 問合せ先	各携帯電話会社（契約先にお問い合わせください。）

18 手話学習・要約筆記学習

(1) 手話奉仕員養成講座

ろうあ者にとっての言語である手話を学び、手話奉仕員を目指す人のための入門・基礎講座です。

1. 対 象 者	市内・近隣町村にお住まいで、主に初心者の方
2. 開催日時 ・ 内容等	昼の部、夜の部どちらか1つを選択 各40回の講座
3. 参加費用等	無料（テキスト代は自己負担）
4. 会 場	帯広市役所 10階会議室
5. 申込方法	広報おびひろ等でお知らせします。
6. 問 合 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148 FAX23-0163

(2) 要約筆記奉仕員養成講座

聴覚障害者にとって重要なコミュニケーション手段の一つである音声・言語を要約して文字で伝える技法を習得することにより、聴覚障害者に対する理解を深め、コミュニケーションの促進を図ることを目的としています。

1. 対 象 者	市内・近隣町村にお住まいの方
2. 開催日時 ・ 内容等	・ 実施時間 ～ 1回につき2～4時間 合計32時間（予定） ・ 実施回数 ～ 年8回（予定） ・ 実施期間 ～ 5月から7月（予定）で行います。 ・ 開催曜日 ～ 広報おびひろでお知らせします。
3. 参加費用等	無料
4. 会 場	帯広市グリーンプラザ 帯広市公園東町3丁目9-1
5. 申込方法	広報おびひろ等でお知らせします。
6. 問 合 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148 FAX23-0163

(3) 視覚障害者ボランティア養成講座

視覚障害者にとっての唯一の言葉である「点字」の基礎、視覚障害の疑似体験、視覚障害者の手引きの体験等を通して、視覚障害者に対する理解を深め、ボランティアの心構え等を身に付けてもらうものです。

1. 対象者	市内にお住まいの方
2. 開催月・内容	毎年10～11月 計6回 視覚障害者への日常生活支援のために点字校正のボランティアを養成
3. 参加費用等	無料
4. 会 場	帯広市保健福祉センター 帯広市東8条南13丁目1番地
5. 問 合 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4148 FAX23-0163

19 ボランティアの紹介・登録先

帯広市ボランティアセンターでは、さまざまなボランティア活動を希望する方々を登録しています。ボランティアの派遣を希望される方がおられる場合、当センターからボランティアを紹介しています。

1. 手続き方法	(1) ボランティアの派遣を希望する方 以下の2つの方法のいずれかでお手続きください。 ・お電話でお問い合わせください。 ・当会ホームページに掲載されている依頼カードにご記入いただき、FAXもしくはメールで依頼してください。 希望する内容をお聞きした後、ボランティア活動ができる方を照会いたします。 (なお、時間や活動内容によっては紹介が困難な場合もあります。) (2) ボランティアの登録をしたい方 団体及び個人での登録ができます。 上記にお越しいただくか、お電話ください。お手続きに必要な書類をお渡しします。
2. 問 合 先	帯広市ボランティアセンター ☎21-2454 FAX21-2455 (福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎21-2454 / ✉chiiki@obihiro-shakyo.jp

20 手話・要約筆記サークルの紹介

聴覚障害者との交流を深めることを目的として、手話及び要約筆記学習の活動を行っています。

(1) 手話サークル

サークル名	帯広グルッペ手話の会	帯広手話サークル「手と手」
1. 開催日	毎週水曜日 午後7時～9時	毎週水曜日 午前10時～12時
2. 開催場所	帯広市グリーンプラザ 公園東町3丁目9-1	

(2) 要約筆記サークル

サークル名	帯広要約筆記サークルたんぽぽ
1. 開催日	第2・4火曜日 午前10時～12時
2. 開催場所	帯広市グリーンプラザ 公園東町3丁目9-1

21 日常生活自立支援事業

在宅で生活し、認知症や知的障害、精神障害等により日常生活を営む上での判断に不安のある方が対象です。

1. 内容	「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービスを利用する手続きや日常生活費の管理のお手伝いをします。 ① 福祉サービスの利用援助（基本事業） 情報提供、利用手続き援助、利用料支払い、苦情解決制度の利用援助等 ② 日常的金銭管理 年金等の請求・受領確認、医療費・公共料金の支払い、 日常的な生活費の預金引出し等 ③ 書類等の預かり、定期預金通帳、年金証書の保管等 (保管は貸金庫を利用します。)
2. 費用	・相談は無料 ・契約を結んだ上で提供するサービスは、1回（1時間程度） 1,200円 そのほかに、実費（交通費等）がかかります。（生活保護受給者は無料） ・書類の預かりで金融機関の貸金庫利用の場合：貸金庫利用料金の実費
3. 窓口	(福)帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎20-3225

22 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方は、財産の管理が難しく、また、自分に不利益な条件であってもよくわからないまま契約を結んでしまい、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

このような、判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度です。

成年後見人等には、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の方や、社会福祉協議会等の法人などが家庭裁判所により選任されます。

(1) 具体例				
・現金、預金、証券、不動産、負債などの財産全般の管理 ・不動産の売却や賃貸契約の解約 ・遺産分割協議における本人代理 ・施設への入退所契約、入院契約 ・消費者被害に関わる契約の取消しなど				
(2) 制度の種類				
① 法定後見制度				
本人、家族などが家庭裁判所に申し立てを行い、成年後見人等が選任されます。				
※申立人が誰もいない場合は、市長が申し立てられることとなっており、(市)地域福祉課が窓口となります。				
区 分		本人の判断能力	援 助 者	利 用 料（援助者への報酬）
法定後見 制 度	後 見	欠けているのが 通常の状態	成年後見人	本人の財産から支払います。 報酬額は家庭裁判所が決定します。 （報酬を支払うことが困難な場合、 市から助成を行っています。）
	保 佐	著しく不十分	保 佐 人	
	補 助	不十分	補 助 人	
「みまもーる」では、認知症、知的・精神障害などにより、判断能力が低下しても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、法定後見制度などに関する相談や助言、手続等の支援を行います。				
手続き先	(福) 帯広市社会福祉協議会 帯広市成年後見支援センター「みまもーる」 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 帯広市グリーンプラザ内 ☎20-3225			
② 任意後見制度				
本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備え、自分の生活や財産管理に関する事務などを本人の信頼がおける人に委託する契約（任意後見契約）を公証人役場で結びます。本人の判断能力が不十分となった場合に、家庭裁判所で任意後見人を監督する任意後見監督人を選任してもらう必要があります。				
相 談・ 手続き先	帯広公証人合同役場 ～ 西6条南6丁目3 ソネビル3階 ☎22-6789			